

あなたの家にも設置しましたか？

住宅用火災警報器

住宅火災による死者は増加傾向にあります。犠牲者の約6割が「逃げ遅れ」によるもので、就寝の時間帯に集中しています。そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者となっています（出典…消防白書）。

このような住宅火災による死者を減らすため、消防法および旭市火災予防条例が改正され、平成20年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災の早期発見に有効です。まだ取り付けていない家庭は、早めに取り付けましょう。

※すべての住宅とは、戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舍などです。

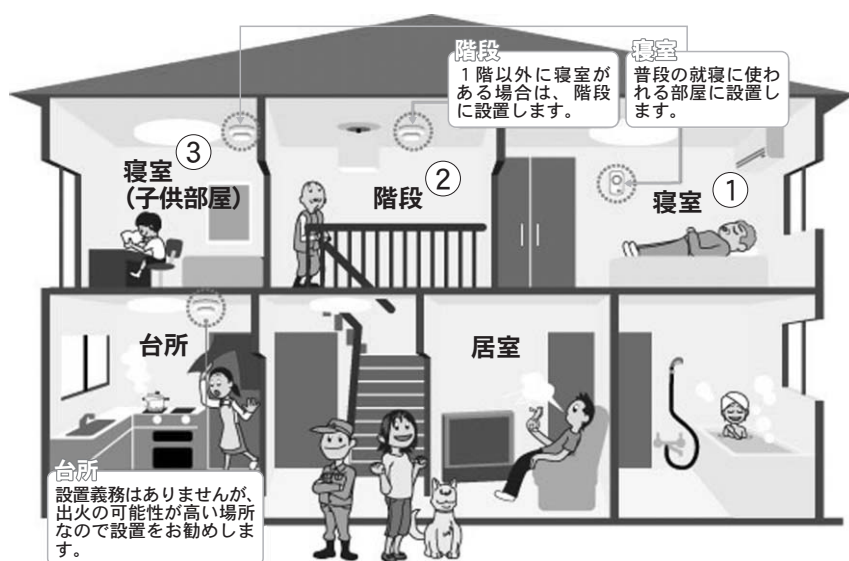
どこへ取り付ければいいの？

寝室
すべての寝室の天井または壁面に設置します（下図①、③）。

階段
2階に寝室がある場合は、階段の天井または壁面に設置します（左図②）。

※台所は、設置義務はありません

んが、出火の可能性が高い場所ですので設置をすればより安心です。設置する場合は熱感知式火災警報器を取り付けてください。



どんな警報器を選べばいいの？

住宅用火災警報器には、煙感知式と熱感知式がありますが、一般住宅には煙感知式が義務付けられています。また天井取り付け型と壁面取り付け型がありますので、事前に設置場所を確認してから購入しましょう。



壁面取り付け型



天井取り付け型

どこで販売しているの？

住宅用火災警報器は、家電販売店、ホームセンター、防災機

器の取り扱い店などで購入できます。「NSマーク」が表示されている製品は、日本消防検定協会が鑑定したものです。購入の目安としてください。



悪質販売に注意！

消防署などの公的機関が、住宅用火災警報器を売り歩いたり、特定の業者に販売を委託したりすることはありません。



お問い合わせ先

消防本部予防課予防班

☎ 6315356